
令和6年 9 月 宇美町議会定例会会議録（第2日）

令和6年9月10日（火曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第3 報告第4号 債権放棄の報告について
- 日程第4 同意第2号 宇美町教育委員会教育長の任命について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第31号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第7 議案第32号 工事請負契約の締結について（令和6年度宇美町防災気象情報システム整備工事）
- 日程第8 議案第33号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第34号 宇美町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第35号 宇美町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第37号 宇美駅前広場条例について
- 日程第13 議案第38号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第39号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第40号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）

- 日程第2 報告第3号 専決処分報告について（専決第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第3 報告第4号 債権放棄の報告について
- 日程第4 同意第2号 宇美町教育委員会教育長の任命について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第31号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第7 議案第32号 工事請負契約の締結について（令和6年度宇美町防災気象情報システム整備工事）
- 日程第8 議案第33号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第34号 宇美町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第35号 宇美町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第37号 宇美駅前広場条例について
- 日程第13 議案第38号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第39号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第40号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第2号）

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	石川 和男
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	藤木 義和
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	竹下 健一	こどもみらい課長	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第2号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。令和6年9月9日提出、

宇美町長安川茂伸。

資料2 ページ目が専決処分書となっております。

1、和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりです。2、事故の概要ですが、令和6年3月28日13時40分、相手方が運転する車が井野小学校の正門に差しかかった際に、入口の門扉が強風で突然動き、避け切れずに車両左前方部に接触し、車の一部が破損したという事故です。

3 ページの参考資料1 を御覧ください。

事故の発生箇所は、井野小学校の正門にある門扉になります。

続いて、4 ページの参考資料2 を御覧ください。

緑の線が門扉が閉まっている場合の門扉の位置です。通常、門扉を開けた場合は赤色の線の位置で鎖をかけて止めておくところ、この日は鎖をかけていなかったということで、強風により門扉は水色の線の場所に動いておりました。相手方の車両がこの図の上から下に向かって侵入してきたところ、再び強風が吹いて、門扉が黄色の線の位置に動いて車とぶつかったという事故となっております。

事故の後、門扉には鎖を必ずかけるよう看板を設置しているほか、井野小学校の先生による定期的な見回り、確認を行うように指示して再発防止に努めているところです。

2 ページにお戻りください。

3、損害賠償の額は41万5,500円、これは宇美町加入の全国町村会総合賠償補償保険で全額補填となっております。4、和解の内容は、(1)宇美町と相手方は、宇美町の過失割合が100%であることを確認する。(2)宇美町は相手方に対し、損害賠償の額、金41万5,500円の支払い義務があることを認める。(3)宇美町は相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として41万5,500円を相手方が指定する口座に支払う。(4)損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、お互いに何ら債権債務のないことを確認しております。

以上で報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第2号 専決処分の報告についてを受理します。

日程第2. 報告第3号

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、報告第3号 専決処分^の報告^{について}を議題とします。

報告を求めます。入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

報告第3号 専決処分^の報告^{について}。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和6年9月9日提出、宇美町長安川茂伸。

2ページ目が専決処分書となっております。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

1、和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。2、事故の概要ですが、令和6年7月29日9時10分、宇美町役場駐車場内において、職員が公用車を発進させる際、本来は前進にて進行するところ誤って後退、バックしたため、後方に駐車中の相手方車両に接触し、後方バンパーが損傷したものでございます。

3、損害賠償の額でございますが、38万8,200円でございます。4、和解の内容ですが、（1）宇美町と相手方は、宇美町の過失割合が100%であることを確認する。（2）宇美町は相手方に対し、損害賠償額38万8,200円の支払い義務があることを認める。（3）宇美町は相手方に対し、本件事故に関する損害賠償の額として38万8,200円を相手方が指定する口座に支払う。（4）損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認するものでございます。

3ページをお願いいたします。

参考資料1、事故発生状況略図となっております。事故発生場所、車両の位置関係等について示したものでございます。

続きまして、4ページに参考資料2として、相手方車両の損傷写真を添付しておりますので御確認をお願いいたします。

また、相手方は車両に乗車しておりませんでしたので、本件事故による怪我等はございません。

なお、本件事故につきましては、令和6年8月20日に示談が成立いたしております。

相手方に対する損害賠償額については、宇美町加入の全国自治協会自動車損害共済により全額対応するものでございます。

公用車の運転につきましては、事故等がないよう十分注意し、安全運転に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第3号 専決処分の報告についてを受理します。

日程第3. 報告第4号

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、報告第4号 債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。

報告第4号 債権放棄の報告についてでございます。

宇美町債権管理条例第17条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次の2ページに債権放棄報告書を添付しておりますので、これを使って御説明をいたします。

宇美町債権管理条例第17条第1項では、非強制徴収公債権及び私債権について、債権を放棄できる事由として報告書にも記載してありますとおり、第1号の生活困窮から第7号の消滅時効までの7つの事由を規定しております。

今回2つの債権について放棄の報告をさせていただきますが、どちらも事由につきましては、第7号の消滅時効となっているところでございます。

それでは、説明に入ります。

1件目は、債権所管課が上下水道課、債権名が水道使用料金及び量水器使用料金で、債権放棄決定日は7月22日でございます。債権放棄事由は、一番右の第7号、消滅時効で、件数は1,173件、金額にして1,643万9,673円となっております。これは、平成15年度から令和5年度までに時効が到来し、回収が見込まれない水道使用料と量水器使用料について、まとめて債権放棄したものでございます。

2件目は、債権所管課が管財課、債権名が住宅使用料で、債権放棄決定日は同じく7月22日です。債権放棄事由は、これも同じく一番右の第7号、消滅時効で、件数は2件、金額にして153万6,200円となっております。これは、令和元年6月と令和3年6月に時効が到来し、

回収が見込まれない町営住宅使用料について債権を放棄したものでございます。

なお、次の3ページに参考資料として宇美町債権管理条例の抜粋で、第17条債権の放棄を添付しておりますので御参照ください。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

本件については、宇美町債権管理条例第17条第2項の規定に基づく債権放棄の報告ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第4号 債権放棄の報告についてを受理します。

今から調整のため、暫時休憩します。

10時10分休憩

.....

10時11分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第4. 同意第2号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、同意第2号 宇美町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

失礼いたします。

同意第2号 宇美町教育委員会教育長の任命について。

宇美町教育委員会教育長に次の者を任命する。令和6年9月9日提出、宇美町長安川茂伸。

氏名、折居邦成。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、宇美町教育委員会教育長折居邦成氏の任期が令和6年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

参考として、2ページの参考資料1に折居邦成氏の略歴をつけております。

また、3ページの参考資料2には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋と、現在

の教育委員の名簿を掲げております。

教育委員の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条で教育長及び4人の委員となっております。

任期につきましては、第5条におきまして、教育長の任期は3年と定められております。したがって、本日、折居邦成氏を再任することについて同意を得られましたら、任期は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間となるものでございます。

以上で説明を終わります。御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、採決に入ります。

これから、同意第2号 宇美町教育委員会教育長の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子）

ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、入江議員及び8番、黒川議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投

票願います。

〔議会事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林	議員	2 番	安川	議員
3 番	高橋	議員	4 番	丸山	議員
5 番	平野	議員	6 番	安川	議員
7 番	入江	議員	8 番	黒川	議員
9 番	鳴海	議員	1 0 番	白水	議員
1 1 番	藤木	議員			

.....

○議長（古賀ひろ子）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番、入江議員及び8番、黒川議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子）

投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第2号 宇美町教育委員会教育長の任命については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古賀ひろ子）

ここで、折居教育長より挨拶の申出がっておりますので、発言を許します。

○教育長（折居邦成）

失礼いたします。議会開会中とは存じますが、議長様のお許しをいただきましたので、貴重な時間をお借りいたしまして、一言御礼を申し述べさせていただきます。

まずは、4月からの5か月間、皆様にはたくさんの御支援をいただき、誠にありがとうございました。また、本日の教育長選任におきまして、議員の皆様にご同意いただき、重ねて御礼を申

上げます。本当にありがとうございます。

この感謝の気持ちを忘れることなく、宇美町の未来のため、全力で職務に取り組みます。組織のガバナンスを構築し、教育を通して子どもを産み育てやすいまちづくりを具現化してまいります。

令和6年度、その核になるものが教育委員会所属の3課が一体となって取り組む、11月9日土曜日開催、学びでこどもの笑顔をうみだすまち研究大会であり、こども計画策定であると捉えています。芸能・スポーツへのアクセスができる、支援へアクセスができることを目指します。

特に学校教育では、行きたい学校、会いたい仲間、参加したい学びを実現し、課題を解決していきたいと考えています。

議員の皆様からも御協力いただいております学びの多様化学校設立はその中心であり、教育3課はもとより、環境課、健康課、都市整備課など各課とも連携し、子どもが安心して学べる、保護者が安心して子育てできる環境を構築してまいります。水泳授業の民間委託もその延長線上にあり、町内全ての児童生徒が安全に楽しく学びにアクセスできることを目指します。

3月にも申しましたが、教育立町宇美の信念を1ミリもぶらすことなく、関係機関や地域の皆様と連携し、未来のまちづくり、持続可能なまちづくりに貢献できるよう、また、宇美町内外の皆様には教育があるから宇美町に住み続けたい、住みたい、戻ってきたいと思っただけのゴール像に近づけるよう、日々、職務に取り組んでまいります。

今後とも、議員の皆様への御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

日程第5. 諮問第1号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。

諮問第1号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

氏名は、三好弘子氏。住所、生年月日については記載のとおりでございます。御確認をお願いいたします。

提案理由でございますが、三好弘子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

2ページに参考資料1として、三好弘子氏の略歴を記載させていただいております。御参照の

ほどよろしくお願ひいたします。

3 ページには、参考資料 2 として、上段に人権擁護委員法の抜粋、下段に人権擁護委員名簿、令和 6 年 9 月 9 日現在のものを記載させていただいております。この記載名簿の中段、平島直美氏が一身上の都合により、令和 6 年の 1 2 月 3 1 日に退任をするという申出が出ておりますので、その後任として三好弘子氏を推薦するものでございます。

上段の人権擁護委員法抜粋第 9 条に人権擁護委員の任期は、3 年とするとされております。したがって、三好弘子氏が任命された場合、平島直美氏の後になりますので、令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間の任期となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御意見賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

今から答申の意見を調整するため、暫時休憩とします。

議員全員及び執行部の担当者は、第 2 委員会室にお集まりください。

10時26分休憩

.....
10時32分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、配付しました意見のとおり答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第 6. 議案第 31 号

○議長（古賀ひろ子）

日程第 6、議案第 31 号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第31号について御説明いたします。

議案第31号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

議案の2ページが改正規約案の本文、3ページが新旧対照表となっています。内容につきましては、3ページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっています。

まず、右側の現行の規定を御覧ください。改正の箇所にアンダーラインを引いています。現行の広域連合規約別表第1の区分1、被保険者の資格の管理に関する事務において、被保険者証及び資格証明書という文言がございますが、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、資格確認書等へ変更されるものです。

最後に、この規約の施行期日ですが、令和6年12月2日とされています。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

お尋ねしたいと思いますが、現在の保険証とこの資格確認書で具体的に何が違うのか、また、資格確認書に切り替わって被保険者の利益が向上する面が何か1つでもあるんでしょうか。具体的な事例を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

現在の被保険者証と資格確認書の違いということですが、ほとんど変わりはありません。メリットというか、そういったものはないのではないかと考えています。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

長期入院されてある方、結構おられると思うんです。マイナンバーカードを作成することが物理的に不可能な方、一定数おられると思います。また、マイナンバーカードを作りたくてもマイナンバーカードの安全性に疑問を持たれている方も一定数おられると思いますけれども、資格確認書に切り替わることによって、何か不利益になることは考えられませんか。何か手続が面倒になるとか、そういったことはありませんか。回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

まず、資格確認書に切り替わることについての不利益というか手続ですけど、現在の被保険者証の発行と同様の感じになりますので、そういった不利益になるようなことはございません。

あと、長期入院してある方でマイナンバーカードを作りたくてもなかなか作れないという方がいらっしゃるかと思いますが、代理人の申請等によりまして作れる方法もございますので、そういった形で対応できていると思っています。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

もう一点確認したいのが、私、全く思い浮かばないんですけども、資格確認書に切り替えることによって自治体として利益があるんでしょうか、ないんでしょうか。

また、切替作業にかかる手間、そして負担も大きいと思っているんですが、具体的に自治体、宇美町にとってこれからどんな負担がかかってくるんですか。そこについて回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

資格確認書に切り替わることによって、当然、システム改修などが出てきまして、職員のほうも窓口等でその確認等が出てきますので、そこら辺がちょっと今までと変わったところになるかと思っています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにもありませんか。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

1点だけお尋ねします。

限度額認定証は、その場合どういうふうになりますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

マイナ保険証を持たれる方については、限度額認定証は基本的に要りませんが、資格確認書を持たれている方については、これまでとおり限度額認定証の対応というふうにしております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにもありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

そのマイナ保険証にするか資格確認書を受け取るか、あくまでこれは本人の任意によるものではないかというふうに認識しておりますが、どうしてもその高齢によって意思の疎通がちょっと困難な場合というのが、本人の意思が確認し——ちょっと難しい高齢者もおられるんじゃないかと思えます。そういった場合は、代理人の方が本人の意思を代弁するという形で、マイナ保険証を取るか取らないか、そういった判断も代理人がやっていいということでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

窓口等でマイナ保険証を利用登録されているかどうかというのを確認しますが、そのとき代理人でも登録されているということが確認できればそれはそれで対応しますし、確認ができなければ資格確認書を発行するということになります。

○議長（古賀ひろ子）

他にはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第32号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

それでは、よろしく願いいたします。

議案第32号 工事請負契約の締結について。

令和6年度宇美町防災気象情報システム整備工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和6年9月9日提出、宇美町長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号外。2、請負契約額8,800万円。
3、工事請負人、住所または所在地、福岡市博多区東比恵三丁目1番2号。氏名または名称、エコー電子工業株式会社本社。代表者資格氏名は、記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、令和6年度宇美町防災気象情報システム整備工事の工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページを御覧ください。参考資料1、議案第32号の概要でございます。今回の工事につきましては、平成15年の大雨による災害を受け、平成17年から運用をしております現行の防災気象情報システムが、運用開始から19年を経過しており、老朽化した機器類等の更新を行うことにより防災上の情報伝達機能の停止等を未然に防ぐことを目的に実施するものでございます。

1、工事概要、今回の防災気象情報システム整備工事につきましては、防災カメラ、雨量計、水位計——こちらは量水板を含むものとしております、風向風速計、各観測局装置の設置のほか、光回線、クラウド型サーバー等を使用した新しいウェブシステムの構築を行うものでございます。

続いて、観測局一覧表を御覧ください。一覧表には、番号、観測局名、機器の整備内容等を載せておりますので御参照願います。現在10か所の観測局で運用していますが、防災カメラ設置箇所の再検討を行いまして内水氾濫が起り得る箇所等についても追加を行い、今回12か所の観測局での運用を行う予定としております。

また、今回導入予定の防災カメラは、夜間であっても鮮明な画像を確認できる高性能なカメラへと更新を行い、河川流量や滞留物の状況など、大雨等によって引き起こされる様々な要因の確認ができ、今まで以上に住民の皆様への情報提供、安全確保を図ることが可能となるものでございます。

2、工期でございますが、契約の効力の発生の日から令和7年3月31日までとしております。

3ページを御覧ください。

3、優先交渉者の選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式で実施をしております。

4、選定委員会審査結果、今回の公募型プロポーザル方式には、記載しております2者から応募がっております。契約候補者の選定方法として、1次審査では企画提案書等について審査を行い、2次審査では企画提案書等を基にプレゼンテーション及び質疑応答を行いました。1次審査及び2次審査の評価点合計が最も高い事業者を契約候補者として決定をしております。

5、選定理由でございますが、本工事で必要な専門知識と技術を有し、宇美町防災気象情報システムの設備状況等を熟知した提案を行っており、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本工事を遂行するのに最もふさわしい相手方を選定したものでございます。

4ページを御覧ください。

参考資料2としまして、本工事の各観測局位置図をつけておりますので御参照願います。黄色の①宇美町役場観測局を中心に、緑色の宇美川水系下流側から観測局番号②から⑦の地点、次に、水色の井野川水系下流側から観測局番号⑧から⑩の地点、次に、オレンジ色の仲山川水系⑪の地点、最後に青色の内野川水系⑫の地点となっております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

今回、町内の12か所に雨量計あるいは風速計や防災カメラを取り付けるということで、地図を見ましても大体これだけつけておけば、大体、全体網羅できるのではないかなというふうに思うわけなんですけど、これはもしもの話なんですけど、もし予算にもう少し余裕があれば、ここここにもつけたかったなというところがもしもあるんでしたらお答えいただきたいと思います。もし、もうこれで全部必要十分で、これ以上もう必要ないということであれば、そのようにお答え願いたいなと思います。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

まだ必要あるんじゃないかという場所につきましては、多々ございます。ただ、今現在で必要最小限のここだけ網羅しておけば、今のところは大丈夫だろうという地点12か所を選んだところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

高額な機器が取り付けられると思うんですけども、保守、メンテナンスの状況はどうなるのか。以前——更新前のカメラとかがどうなっていたのかちょっと分かりませんが、今度新しい機種について、メンテナンスと保守の状況、どのようになるのか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

メンテナンスの関係でございまして、瑕疵担保期間が1年ございまして、その間の機器が壊れたとかいう場合は無償で交換していただくこととなりますけれども、保守点検の中で運用を開始してすぐに点検することはないのかなというふうには思っています。保守業務の契約をするときは、その機器の保守がすぐ必要であるのかなのか、そういったところをきちんと精査をしたいというふうには考えています。

それと、常に監視する必要がある機器については、障害対応というところですぐに対応してもらえるような契約をしておく必要があるのかなというふうには考えております。そういったところを含めまして新しい保守の契約の仕方になるんだろうというふうには考えています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、議案第31号の中で2番、安川議員からの質疑に対する回答について、住民課、野田課長より訂正の申出がっておりますのでこれを許します。野田課長。

○住民課長（野田幸二）

先ほどの限度額認定証の質問に対しまして、資格確認書の方は申請が必要と答えましたが、後期高齢者医療については、資格確認書に区分が記載されるということですので、訂正いたします。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時51分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第8. 議案第33号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第33号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第33号について御説明いたします。

議案第33号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めらるるものです。

議案の2ページが改正条例案の本文、3ページが新旧対照表となっています。内容につきましては、3ページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表は右側が現行、左側が改正案となっています。

まず、右側の現行の規定を御覧ください。改正の箇所アンダーラインを引いています。第12条は、届出に関する罰則を規定しているものですが、内容の一部は国民健康保険法の規定を引用し定義しております。現行の被保険者証が令和6年12月2日以降、発行されなくなることに伴い、国民健康保険法が改正されるため、これに併せて該当箇所の変更、文言の削除を行うものです。

内容としましては、国民健康法第9条の第2項から第8項が削られ、新たに第2項から第4項

が規定されたことにより、第9項が第5項に繰り上がったことと、被保険者証の返還を求めることがなくなるため、その文言を削除するものです。

最後に、この条例の施行期日ですが、令和6年12月2日としております。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

そもそもこの条文が必要かどうかというところの観点から質問をしたいと思っておりますけれども、「届出をせず、又は虚偽の申告をした場合は10万円以下の過料を科す」とあります。科した10万円の徴収方法、これはどのようにされてあるんですか。また、これまでに過料を科したことがあるのか、また、科した過料を徴収したことがあるのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

私が国民健康保険を担当して、10年ほど前から担当しておりますが、過料を科したことはございません。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

科したことがないということでございますけれども、もう一点確認したいことは、この現行のところ資格確認書に切り替わるということで返還を求める場合、これはあると思うんです。返還を求めてもきちんとそれに応じない場合もあると思うんです。条例の改正後、返還を求めない方に対する対処、これはできるんですか。この条例を改正した場合、そういった対応ができるのかどうか。言っている意味分かりますか、分かんない。もう一回言います。資格確認書返還を求める場合ということがないんですか。そこをまず確認したいと思っております。返還に応じない場合は、どう対応していくのかということをお確認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

資格確認書については、返還を求めることはございません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第34号

○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第34号 宇美町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第34号について御説明いたします。

議案第34号 宇美町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由ですが、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

議案の2ページが改正条例案の本文、3ページが新旧対照表となっています。内容につきましては、3ページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表は右側が現行、左側が改正案となっています。

まず、右側の現行の規定を御覧ください。改正の箇所アンダーラインを引いています。第3条2項の4号及び第6号から第8号は、対象者の所得制限に関する規定をしているものですが、内容の一部は、児童扶養手当法施行令の規定を引用し定義しております。令和6年11月1日より、所得制限額が変更になることに伴い、児童扶養手当法施行令が改正され、第2条の4第7項

及び第8項が1項ずつ繰り上がることになったため、これに併せて該当箇所の変更を行うものです。

なお、今回条例を改正する第2条の4第6項及び第7項の所得制限額については変更がございません。

最後に、この条例の施行期日ですが、令和6年11月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

先ほど項が1項ずつ繰り上がっていくという説明でしたけども、この変更が結局、現行から改正案の変更、実質的に内容に文言を整理しているということであって、実質的に中身が変わることではないのだと、そういうふうな理解でよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

今回改正する箇所について中身が変わるといったことはございません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号 宇美町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第35号

○議長（古賀ひろ子）

日程第10、議案第35号 宇美町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第35号 宇美町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、町の条例で地方自治法の条文を引用する規定中の条番号のずれを改めるものでございます。

2ページが条例の本文、3ページが新旧対照表となっております。内容につきましては、新旧対照表を使って説明をいたします。新旧対照表は右が現行、左が改正案となっております。

まず、上段の宇美町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正内容でございますが、右側の現行の欄の第10条中、第243条の2の8第8項とあるのを第243条の2の9第8項に改めます。

次に、下段の宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、右側、現行の欄の第1条中の第243条の2の7第1項とあるのを第243条の2の8第1項に、第243条の2の8第3項とあるのを第243条の2の9第3項に改めます。

次に、この条例の執行日でございますが、2ページでございますが、本文の下段の附則で、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行すると規定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

お知らせします。宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正に当たっては、地方自治法第243条の2の7第2項の規定に基づき、議会はあらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないことになっておりますので、答申を議案第35号の次に添付しております。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号 宇美町上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇美町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第36号

○議長（古賀ひろ子）

日程第11、議案第36号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第36号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について御説明をいたします。

提案理由につきましては、この条例の当初の制定目的を達成したことにより、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、必要な事項を定めた条例を廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。

2ページが廃止する条例の本文で、3ページには参考資料として廃止の対象となる条例の本文を付けております。

本条例による廃止する条例につきましては、昭和天皇の崩御に伴い、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた職員及び昭和64年1月7日前における事由による賠償責任に基づく債務のある職員について、平成元年2月24日以降、将来に向かってその懲戒及び債務を免除する者として公務員等の懲戒免除に関する法律に基づき制定されたものでございます。

現在、当該条例による懲戒処分又は賠償責任に基づく債務の免除を受けている職員は在職しておらず、当初の目的を達成したため、この条例の公布の日をもって廃止するものでございます。

なお、既に退職した職員において懲戒処分を免除された者がいることから、附則におきまして、既に行われた免除の効果については、引き続き、その効力を有することとする旨の規定を設けております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

そもそも、なぜこの廃止条例を今、上程する必要があるのか。もっと早く、以前にこういったことはやっておかなくちやいけなかったんじゃないかなと思いますけど、その理由を説明してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

議員おっしゃられるように、もっと以前でも可能であったと考えております。ただ、この条例を廃止しようと考えたきっかけでございますが、実は、今年の3月の議会のときに先ほどの上水道事業の条例、あれと同様な理由で改正を行ったという経緯がございます。また、今回ほぼ同様の事情で地方自治法の改正によって同じところに新しい条項が追加されたことによって、またこの条例を改正する必要があるということになりまして、今後、同様のことが発生するかはちょっと低いと思いますけども、将来に向けて、当初の制定目的が達成したにも関わらず、他の法令の変更によってこの改正をせにやいかんと、そういった事情になることは想定されるわけですので、この機会をもって廃止をさせていただこうということで提案させてもらったものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第37号

○議長（古賀ひろ子）

日程第12、議案第37号 宇美駅前広場条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

失礼します。シティプロモーション課のほうから説明をさせていただきます。

議案第37号 宇美駅前広場条例について、上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由でございませけれども、町の鉄道、バス等の交通拠点として、公衆の利便性を高めるとともに、町民等の交流と活動の場を設けることによりにぎわいを創出し、もって豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とし、宇美駅前広場の管理及び運営について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料につきましては、2ページから4ページまでが現行条例を全部改正する条例案、5ページから7ページまでを参考資料として、この条例案の概要を添付しております。説明につきましては、先にこの参考資料を用いまして説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。宇美駅前広場条例の改正についてでございますが、1、改正の理由といたしましては、宇美駅は、町の玄関口として、鉄道をはじめバス、タクシー、AIオンデマンドバスの一と宇美などの公共交通の重要な拠点であるとともに、近年では、商工会や町民活動団体等による交流、にぎわいづくりの場として活用される機会が増えております。

そうした中、令和5年度には、宇美駅前広場におきまして、キッチンカー等の出店に関する社会実験を実施いたしまして、出店事業者及び利用者アンケートの結果から、高い満足度が得られ、今後にもぎわいづくり、創業支援のためにも継続的に出店が可能となる仕組みづくりを望む声を多数いただいております。そうしたお声を受けて、このたび宇美駅前広場におけるキッチンカーや物販・販売等の事業活動を年度中途ではございますけれども、速やかに可能とするため、現行条例を改正する運びとなったものでございます。

2番に、駅前広場設置の趣旨について設けております。こちらは新条例の第1条関係となります。これもちょっと朗読させていただきますけど、宇美駅を鉄道、バス等の交通拠点として、公

衆の利便性を高めるとともに、町民等の交流と活動の場を設けることによりにぎわいを創出し、もって豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、宇美駅前広場を設置するというものでございます。

今回、大きな変更となるため議題に載せておりませんが、全部改正としております。

3番に、主な改正点について、3点御説明をさせていただきます。

まず、1点目としまして、禁止行為・行為の制限の規定についてでございます。現行条例における行為の禁止を新条例では、第4条及び第5条で禁止行為と許可により使用可能となる行為の制限の2つに分けて整理をいたします。

資料では便宜上、新旧対照表のように並べてお示しをしております。右側の現行条例では、駅前広場において、何人も、次に掲げる行為をしてはならないとしまして、1号から9号まで禁止行為を規定いたしております。ここでは割愛をさせていただいておりますが、すみません、現行条例では、飲食物その他の物品等を販売し、または陳列することについても禁止行為としておりますけれども、唯一、駅前広場の使用を許可される場合には二重線を引いているとおり、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、町長が特に必要と認めた場合としております。

そこで、表の左側に示す新条例では、行為制限として許可を得ることにより使用できるというふうに新設するものでございます。6ページを御覧ください。駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならないとして、1号から4号まで4点を規定しております。こちらにつきましては、現行条例のように使用目的が公用、公共用、公益事業の用であるかを問いません。もちろん、使用を許可する上で考慮すべき規定、例えば暴力団員等については許可をしないなどの分については新条例に設けるものでございます。

第1号及び第2号については、キッチンカー等による販売を想定、そして3号では事業者、利用者アンケートから飲食スペースを設けることが可能であればよいという意見も勘案いたしまして、事業者がテーブルや椅子を設置することを想定いたしております。第4号では、駅前広場を活用した商工会や町民活動団体によるイベントを想定いたしております。

続いて、大きな変更点の2つ目になります。使用料についてでございます。使用料の設定につきましては、近隣町が公園で実施している事例等も見受けられます。そういったものについても参考とさせていただきます。やはり、公園と比較すると駅前広場につきましては、どの自治体も人流の拠点という性質から、例えば1,000円以上とかそういう高い設定のところも見受けられますけれども、当町としましては、にぎわい、交流の場をつくるという駅前広場の趣旨や社会実験における出店者の傾向も考慮いたしまして、資料のとおり、使用料を1区画2時間ごとに100円ということとさせていただきますと思っております。

図に記載しておりますけれども、区画はAからDの4つございまして、それぞれ広さはAから

Cがそれぞれ40平米、こちらはキッチンカーの乗入れを想定いたしております。1つのDにつきましては待合所横で車両乗入れはできないという形になっております。ただし、待合所に隣接して屋根もついておるものでございます。これらの区画につきましては、場所が分かりやすいようにマーキングをする予定でございます。

そして、使用料としましては、仮に午前10時から午後8時までの10時間出店した場合については500円という形の使用料をお支払いいただくことになるわけでございます。

次に、7ページを御覧ください。変更点の3つ目でございます。これにつきましては、使用許可に係る事務手続等の詳細は、別途、規則や出店者募集要項に定めますけれども、その中で重要なことについて特化してここで御説明をいたします。

キッチンカー出店及び物品販売をしようとする者については、予約システムを利用して申請を行うと、これは民間の無料の予約システムを使用することを予定しております。

あと、駅前広場の使用可能時間につきましては、9時から21時までの12時間を想定しております。

このほかにも使用料の免除に関する事、申請期間や使用上のルールを別途定める予定でございます。

そして、4番に書いておりますけれども、新条例の施行日につきましては、4のとおり、令和6年10月1日とするものでございます。例年、10月につきましては、宇美八幡宮の放生会も開催されますので、それに間に合うような形で考えたものでございます。

最後に5番で、制度開始に向けた今後のスケジュールでございます。本定例会にて議決を受けましたら、議決後は速やかに事業者に向けて周知、予約を開始いたします。そして、10月1日の制度開始とさせていただきますたく存じております。

そして、最後にすみません、また戻りまして、実際の新条例についてちょっと見ていただきたいと思っております。2ページからでございます。これにつきましては、もう今御説明したとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。1番、小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

金額などは最低限安く、また、これが一番いい金額ではないかと思うんですけど、町内の事業者さんと町外の事業者さんとの差がないのは、ちょっとやっぱり地元の創業者であったり、また、地域活性の部分での後押しが必要になるのではないかなと思うので、差を設けることは考えられないのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません、当然、小林議員が懸念されている御心配というか、それは私のほうも当然一度考えはいたしましたけれども、まずは先ほどご説明しましたとおり、無料システムで使用するということもございまして、それと広く多くの方に来店いただきたいと、今現在、確実に全部すぐ埋まるかというのはちょっと分かりませんが、にぎやかな駅前づくりにしたいと考えておりまして、まずは多くの方に入っていただきたいということで町内外の差をつけておりません。しかしながら、これにつきましては、例えば商工会等に丁寧な説明をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

予約なんですけど、時間の規定はあるようですが、9時から21時、ただ年間通しての365日、1年間いつでも予約は可能なんですか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

一応、始まりは途中からでございますけれども、1か月前からの予約ができるようにということで想定をしております。ですから、ずっと予約ということではなくて、そこら辺を1か月前から順次更新していくという形を取りたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

お正月の期間は駄目ですとか、予約が。お盆の期間は駄目ですとか、そういった規定はないわけですか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

今言われました予定はございませんけれども、逆に町のイベントとか、そういう商工会のイベントとか、そういう形で企画された場合については優先してそちらをやって、一般のキッチン

カーに関しては、ちょっと御遠慮いただくということは考えております。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません、ちょっと——言っておりません。365日、役場は閉まってもシステムでございまして予約は可能でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号 宇美駅前広場条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

11時33分休憩

.....

11時36分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

日程第13. 議案第38号

○議長（古賀ひろ子）

日程第13、議案第38号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。

それでは、議案第38号 令和6年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。第2条で収益的収支の収入におきまして、既決予定額7億8,284万9,000円を342万5,000円増額補正いたしまして7億8,627万4,000円に。支出で既決予定額7億4,840万4,000円を217万3,000円減額補正いたしまして7億4,623万1,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入におきまして、既決予定額5,795万3,000円を861万2,000円減額補正いたしまして4,934万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,633万5,000円は、現年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を274万5,000円減額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ・7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益3目負担金1節他会計負担金342万5,000円の増額は、消火栓に付随する漏水修理に要した費用について一般会計より負担金として受け入れるものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の2節手当、5節法定福利費まで合わせまして15万1,000円の増額は、浄水場職員の人件費の整理を行うものでございます。

2目配水及び給水費24節材料費50万円の増額は、通常の漏水修理に加え、比較的大きな漏水修理が発生しており、今後の漏水に対応するための資材代が不足することから増額補正を行うものでございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費、17節手数料まで合わせまして282万4,000円の減額は、職員手当等の人件費の減額及び令和6年10月より金融機関の公金払込手数料が有料となることから6か月分の払込手数料を見込んだ増額補正を行うものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入5項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金861万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金の配分額が確定したことによる減額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は2,486万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入・支出及び資本的収入の一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的収入・支出及び資本的収入の一括質疑に入ります。質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ページ数は7ページになりますけれども、他会計負担金です。消火栓の維持管理負担金342万5,000円についてお尋ねしたいと思います。

新たに消火栓を設置することによる負担金の計上なんですけれども、今回はどこに何栓設置されたんですか。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

今回の消火栓の維持管理負担金でございますが、これにつきましては、もともとある消火栓の修理等の修繕で使用したものでございまして、まず竹ヶ下～桜ヶ丘線、いわゆるひばりが丘に登っていく道でございますが、そちらにある消火栓が2か所、老朽化により損傷しておりましたので、それを取替えを行っております。

また、県道福岡太宰府線、光正寺一丁目になりますけど、県土整備事務所発注による舗装工事に伴いまして、老朽化が著しく激しかった消火栓について取替えを実施しております。

次に、貴船四丁目になりますが、昨年度行いました配水管布設替工事におきまして、広場18にあります防火水槽への仕切り弁、そちらのほうに損傷しておりましたのでそちらの取替えを行っております。

最後に四王寺坂団地1号線、四王寺坂一丁目になりますけど、そちらにつきましても都市整備課の発注による舗装工事に伴いまして老朽化が著しかった消火栓につきまして取替えを行ったところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

今回、結構大きな金額なんですよね。1 栓当たりの維持管理負担金、1 栓当たりで計算するんじゃなくて、かかった費用全額を負担金として本会計からいただくようになっている、何が聞きたいかという、算出根拠が聞きたいんです。どのような算出根拠でこの金額を算出されたのか。今聞くとところによると、かかった費用全額を負担してもらっているかと思うんですけど、そのあたりもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

前田課長。

○上下水道課長（前田友博）

当初では、消火栓 1 栓当たり 1,600 円の維持管理負担金というのを一般会計からいただいております。今回につきましては、大きな消火栓の補修関係につきまして、基本的には材料を当町で購入いたしまして、修理を業者のほうに依頼します。その分にかかった費用につきまして一般会計のほうから負担をしていただいているというふうな形になっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的収入・支出及び資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号 令和 6 年度宇美町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第39号

○議長（古賀ひろ子）

日程第14、議案第39号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

それでは、議案第39号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の支出におきまして、既決予定額8億5,700万円を130万3,000円減額補正いたしまして8億5,569万7,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入におきまして、既決予定額4億7,372万9,000円を275万5,000円増額補正いたしまして4億7,648万4,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,265万9,000円は、現年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び繰越利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、企業債の借入限度額について、公共下水道事業債の限度額1億240万円を310万円増額補正いたしまして1億550万円に、資本費平準化債の限度額1億240万円を340万円増額補正いたしまして1億580万円とするものでございます。

第5条では、職員給与費を132万5,000円減額補正するものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出におきまして、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費、16節手数料まで合わせまして130万3,000円の減額は、職員手当等の人件費の減額及び令和6年10月より金融機関の公金払込手数料が有料となることから、6か月分払込件数を見込んだ増額補正をいたしております。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節公共下水道事業債310万円の増額は、本年度の社会資本整備総合交付金の配分額が確定したことによる借入れを増額、また3節資本費平準化債340万円の増額は、令和5年度分の減価償却分が確定したことによる借入れを行うものでございます。

4項補助金1目国庫補助金1節国庫補助金374万5,000円の減額は、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の配分額が確定したことによる減額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は8,906万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的支出及び資本的収入の一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、収益的支出及び資本的収入の一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。収益的支出及び資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時50分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、議案第40号

○議長（古賀ひろ子）

日程第15、議案第40号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。

それでは、議案第40号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

予算書3ページのほうをお願いいたします。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ9億29万3,000円を追加いたしまして予算総額を152億6,782万3,000円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を提案しているところです。

なお、各款にわたります人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますので御了承いただきたいと思います。

それでは、歳出から説明をさせていただきますが、資料につきましては9月議会議案資料綴一般会計補正予算（第2号）事業一覧表をこのデータのすぐ下につけておりますので、データのほうで確認いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、予算書26、27ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、右中段の002人事秘書関係経費では、受験者数見込み増に伴います職員採用試験事務手数料66万5,000円の増額や出退勤システム改修に係る電算関係業務委託料147万4,000円などを計上しています。

003福利厚生・職員研修費27万5,000円の増額は、職員法制執務研修の業務委託料でござります。

005総務事務関係経費では、自治振興表彰等に係る経費のほか、次の28、29ページ、法令等を簡単に検索できる法制Web検索システム使用料18万8,000円などを計上しています。

2目文書広報費、001文書管理費では、文書管理の電子化を見据えた新たな文書管理体制を再構築するため、文書管理コンサルティング業務委託料158万4,000円を計上しています。

4目会計管理費、出納事務経費3万6,000円は電気・ガス・電話などの公共料金明細サービスシステム利用料です。

5目財産管理費、001庁舎維持管理費29万4,000円は、役場庁舎電話交換機無停電電源装置バッテリー取替えに係る修繕料です。

004公有財産管理費では、町有のり面小段側溝周辺の伐採・剪定に係る町有地樹木管理業務委託料373万9,000円、光正寺グラウンドの進入防止柵及び看板設置に係る町有地整備工事請負費(単独)176万2,000円を計上しています。

005JR宇美駅前広場運営経費144万1,000円は、継続的に町のにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図るためのイルミネーション設置業務委託料で、この経費につきましてはふるさと応援基金を充当することとしています。

6目企画費、010企業版ふるさと応援寄附事業費では、次の30、31ページ、内閣府が実施する企業版ふるさと納税マッチング会への参加旅費32万2,000円と、今後の寄附額の増額を見込み運営代行手数料66万円を計上しています。

7目電子計算費、情報システム共同化事業費では、財務会計システムの自動執行連携処理設定等に係る電算システム改修業務委託料(単独)を123万2,000円、就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化等に伴う電算システム改修業務委託料(補助)138万6,000円を計上しています。

一番下の14目基金費、001財政調整基金費4億8,506万1,000円の増額は、次の32、33ページ、本補正予算におけます歳入超過額等を本基金に積み立てるものでございます。

003庁舎建設等基金費、庁舎建設等基金積立金3,150万円は、本年度、現時点での町有地売払収入額をそのまま積み立てるもの、次の庁舎建設等基金積立金利子218万5,000円は、4月から6月に購入いたしました3件の債権の利子額が確定したため予算化をするものです。

007ふるさと応援基金費1,835万6,000円は、令和5年度のふるさと応援寄附金のうち、年度内に積み立てられなかった寄附金を全額本補正予算で積み立てるものでございます。

18目地域交通費、オンデマンドバス運行事業費33万円は、ライン再検索機能の追加によりオンデマンドバス運行支援業務委託料を増額するものでございます。

2項徴税費2目賦課徴収費、収納経費25万7,000円は、10月からの郵便料金の改定に伴い不足が見込まれる郵便料を増額するものです。

次のページを、すみません、飛ばさせていただきます、36、37ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費20万4,000円は不足が見込まれる修繕料を増額するものです。

7目介護保険事業費、包括的支援事業費15万8,000円は、机2台等の備品購入費になります。

2項児童福祉費、次の38、39ページ、2目児童手当費、児童手当関係経費では、制度改正による対象児童の拡大等に伴い消耗品費18万円、郵便料27万円、児童手当1,921万5,000円をそれぞれ増額しています。

5目保育園費、002特定教育・保育施設運営経費651万2,000円の増額と、次の003特定地域型保育事業費83万2,000円の増額は、昨年度に引き続き物価高騰対策として保育所等の給食に係る材料高騰分を助成し、保護者の負担軽減等を図るため保育所等給食費支援事業費補助金をそれぞれ計上するものでございます。なお、この事業につきましては県の2分の1補助となっています。

004特定教育・保育施設整備事業費1億7,850万2,000円は、保育所整備に係る補助金で貴船保育園整備の追加交付分が802万7,000円、柳原ぶらす保育園の新規整備分が1億7,047万5,000円となっております。

6目児童福祉施設費、こども教育総合支援センター管理費では、不足が見込まれる電気代を430万円、ガス代を10万7,000円増額しています。

40、41ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、002母子衛生事業費41万9,000円は、前年度国庫及び県支出金返還金です。

003保健衛生事業費15万9,000円は、不足が見込まれるトレーニングルーム機器の修繕料です。

004救急医療体制整備事業費12万円の減額は、粕屋中南部休日診療所事業分担金の額の確定に伴う執行残の減額補正です。

3目予防費、001予防接種事業費では、10月から実施される高齢者新型コロナワクチン予防接種に係る業務委託料7,546万4,000円などを計上しております。

42、43ページをお願いします。

4目環境衛生費、蓄犬衛生費86万2,000円は、不足が見込まれます地域猫不妊去勢手術業務委託料を86万2,000円増額しています。なお、この経費にはふるさと応援基金を充当することとしています。

6目上水道費、上水道事業会計繰出金342万5,000円は、令和5年度に発生した消火栓に付随する漏水修理費用などに要する一般会計の負担分として上水道事業会計へ繰出しを行うもので、先ほど上水道事業会計の補正に出てきた分と同額になります。

2項清掃費2目美化推進費、美化推進事業費では、ごみ仕分けリーフレットの印刷代39万

6,000円とごみステーション2台分の備品購入費29万6,000円を計上しています。

3目塵芥処理費、最終処分場運営経費200万円は、不足が見込まれる剪定樹木等資源化業務委託料を増額計上するものです。

次の44、45ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、農業基盤保全事業費の工事請負費97万9,000円の増額は、不法投棄や施設へのいたずら防止等のための打尾池フェンス設置工事費です。

2項林業費2目林業振興費、001森林機能保全事業費では、県からの交付金の追加交付に伴い消耗品費123万8,000円、荒廃森林調査業務委託料70万1,000円、次の46、47ページ、荒廃森林整備工事請負費(単独)930万7,000円などの増額を行っています。

48、49ページをお願いします。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、002道路橋りょう関係経費73万7,000円は、道路台帳の管理をデジタルに一本化するために必要となる道路台帳構造化告示資料作成業務委託料です。

2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費では、緊急対応分として修繕料(施設・設備)を250万円、次の委託料では四王寺坂一丁目地内道路のり面の高木剪定、それから町道竹ヶ下～桜ヶ丘線道路法面法枠アンカー施工前の家屋調査、それと町道四王寺坂団地7号線の道路構造物点検、先ほどのアンカー施工に伴う地役権設定及び補償金算定、これらの合計で委託料1,171万円を計上しています。

また障子岳五丁目及び宇美中央二丁目地内道路の舗装、町道炭焼～新田原線道路改良3期工事の変更増額分、ウソフキ地内の水路改修、これらに係る工事請負費を合計で1,243万6,000円計上しています。

50、51ページをお願いします。

6項住宅費1目住宅管理費、002町営住宅維持管理費では、原田中央区町営住宅空室修繕など不足が見込まれます修繕料を200万6,000円増額しています。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業費253万円は、原田中央区町営住宅1・3・5棟の排水管改修工事請負費です。

9款消防費1項消防費、次の52、53ページ、4目防災対策費、防災対策事業費48万円は、申請件数の増に伴い不足が見込まれますブロック塀等撤去費補助金の増額補正です。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、002事務局運営経費では、次の54、55ページ、学校教育課新規事業対応のため、学校教育課事務等業務委託料を120万円計上しています。

3目教育支援事業費、001学校教育推進事業費では、本年度モデル事業として原田小学校で実施する水泳授業の民間事業者指導業務委託料332万7,000円、保険対応で行っています

クロームブックの高額修繕が発生した際提供される代替機に別途ライセンスを付与する必要があるため、情報機器端末ライセンス料を19万円計上しています。

002学校支援事業費では、下のほうになりますが、使用料及び賃借料におきまして、福岡県が実施するワンヘルス教育推進事業の学習推進校に原田小と宇美南中が決定したため、県立糸島農業高等学校までの移動に必要なバス借上料を19万6,000円ずつ計上しております。

次の006就学指導事業費では、発達検査を就学相談員が行うこととしたこと及び相談件数の増加に伴いまして発達検査員謝礼金を18万9,000円全額減額、就学相談員謝礼金を60万2,000円増額いたしております。

56、57ページお願いします。

2項小学校費1目学校管理費、002宇美小学校管理費は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）を197万4,000円増額、校内にある樹木の剪定業務委託料50万円、木製書架等の備品購入費を14万1,000円計上しています。

003宇美東小学校管理費は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）を154万1,000円増額、校内教育支援センター電話等設置に係る学校整備工事請負費（単独）を75万9,000円計上しています。

004原田小学校管理費では、校舎敷地内の側溝にグレーチングを設置する学校整備工事請負費（単独）161万6,000円などを計上しています。

005桜原小学校管理費78万1,000円は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）の増額補正です。

006井野小学校管理費では、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）を58万5,000円増額、遊具改修などの学校整備工事請負費（単独）を321万6,000円計上しています。

2目教育振興費、004原田小学校教育振興費では、次の58、59ページ、ワンヘルス教育推進事業に必要な事務費として消耗品費5万5,000円を計上しています。

3項中学校費1目学校管理費、002宇美中学校管理費115万6,000円は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）の増額補正です。

004宇美南中学校管理費は、不足が見込まれる修繕料（施設・設備）を47万8,000円増額、校舎外壁からの雨漏りによりエレベーターピット内に浸水があるため学校整備工事請負費（単独）を104万5,000円計上しています。

2目教育振興費、宇美南中学校教育振興費は、次の60、61ページ、原田小学校と同様にワンヘルス教育推進事業に必要な事務費として消耗品費5万5,000円などを計上しています。

4目施設整備費、宇美東中学校施設整備費では、校舎外壁等改修工事実施設計業務委託料（単独）506万円と外壁等石綿含有分析調査業務委託料（単独）171万8,000円を計上して

います。

4項学びの多様化学校費1目学校管理費、学びの多様化学校管理費では、全児童生徒の学びへのアクセスの実現及び進路実現と社会的自立を目的に、町立9つ目の学校として設置します学びの多様化学校の開校に必要な経費として、講師謝礼金8万円、図書購入費10万円、ネットワーク環境構築業務などの委託料が合計で374万3,000円、備品購入費1,175万6,000円を計上いたしております。

6項社会教育費1目社会教育総務費、次の62、63ページ、005社会教育関係経費と4目公民館費は、執行額確定による減額整理でございます。

5目図書館費、001図書館事業費は、指定寄附があったことに伴い図書購入費を2万1,000円、企業版ふるさと納税を活用し電子書籍を購入する電子図書館書籍使用料を39万円増額しています。

002図書館管理費4万8,000円は、図書館協議会を1回追加開催するため報酬及び費用弁償を増額するものです。

6目社会教育施設費、001地域交流センター管理費25万円は、不足が見込まれる修繕料の増額補正で、002研修所施設管理費202万9,000円は、町立研修所の高圧電気設備更新工事費です。

64、65ページお願いします。

7項保健体育費1目保健体育総務費、002体育振興事業費15万円は、応援のぼり旗や応援幕制作に係る消耗品費です。

2目体育施設費、001総合スポーツ公園管理費では、内部天井の修繕料を8万6,000円、第三駐車場の区画線が経年劣化で消えており、事故防止の観点から区画線塗装工事請負費を73万7,000円、第2駐車場から上がる階段補修のための枕木台として工事材料費8万円を計上しています。

004武道館管理費3,218万2,000円の減額は、今後の変更増を見込み、委託料と工事請負費の不用見込額を減額整理するものです。

006体育施設関係経費では、次の66、67ページ、勤労者体育センター体育館間仕切りネット取替等の修繕料を82万8,000円、桜原小学校体育館のバレーボールアルミ支柱の購入費を27万円計上しております。

下のほう、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地農業用施設災害復旧費、(現年)農地農業用施設災害復旧費180万円は、本年7月の大雨により被災しました農地1か所の災害復旧工事請負費(補助)でございます。

歳出は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、14、15ページお願いします。

まず、1款町税は、調定額の見直しにより1項町民税を5,000万円、2項固定資産税を4,000万円増額しています。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金では、交付額の確定及び項目を新たに設定したことに伴いまして、個人住民税減収補填特例交付金を2億1,259万8,000円全額減額する一方、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金を5,237万2,000円、定額減税減収補填特例交付金を1億5,876万7,000円、それぞれ増額しています。差し引きでは145万9,000円の減額となります。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税も交付額の決定により、普通交付税を2億484万8,000円増額しています。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農業費分担金では、農地災害復旧費分担金の現年災分を45万円、次の16、17ページ、過年災分を2,000円計上しています。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,239万9,000円は、制度改正に伴う国からの児童手当負担金です。

7目災害復旧費国庫負担金は、農地農業用施設災害復旧事業費負担金で、現年度分が90万円、過年度分が23万1,000円となっています。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金は、地域住宅計画に基づく事業交付金を3,183万円減額、道路土工構造物点検事業交付金を130万円計上、3目民生費国庫補助金はシステム改修に充てます障害者総合支援事業費補助金を69万2,000円、貴船保育園及び柳原ぶらす保育園整備の補助金に充てられる保育所等整備交付金を1億1,900万1,000円計上、次の18、19ページ、児童手当制度の改正に伴い交付される児童手当制度改正実施円滑化事業費補助金を212万3,000円計上しています。

8目消防費国庫補助金24万円は、ブロック塀等撤去費補助事業に対する国からの交付金です。

9目教育費国庫補助金500万円は、学びの多様化学校設置に伴う経費に対し交付される教育支援体制整備事業費補助金です。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金326万円は、制度改正に伴う県からの児童手当負担金です。

2項県補助金2目総務費県補助金は、追加交付に伴い土地対策費交付金を9,000円増額、3目民生費県補助金は給食材料費高騰分補助に係る保育所等給食費支援事業費補助金を367万1,000円計上、5目農林水産業費県補助金は追加交付決定により荒廃森林整備事業交付金を1,155万6,000円増額、7目消防費県補助金はブロック塀等撤去費補助事業に対する建築

物地震対策事業補助金を12万円増額しています。

次の20、21ページ、3項委託金1目総務費委託金は、追加交付に伴い国勢調査調査区設定委託金を5万3,000円増額、7目教育費委託金50万円はワンヘルス教育推進事業に対する委託金です。

16款財産収入費1項財産運用収入2目利子及び配当金は、4月から6月に購入いたしました3件の債権の利子額確定のため、庁舎建設等基金利子を218万5,000円増額しています。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金は、図書館費寄附金2万円を計上、4目企業版ふるさと応援寄附金は企業5社より寄附を頂きましたので、安心して子どもを産み育てることができる事業を110万円計上しています。

22、23ページお願いします。

18款繰入金2項基金繰入金9目ふるさと応援基金繰入金230万3,000円は、JR宇美駅前広場のイルミネーション設置事業に144万1,000円、地域猫不妊去勢手術業務に86万2,000円、それぞれ基金を充当するものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金は、令和5年度決算額の確定により前年度繰越金を4億3,345万8,000円増額しています。

20款諸収入7項雑入8目雑入の総務管理雑入は、福岡県統計協会福岡支部解散に伴う返還金2万6,000円、介護保険雑入は包括支援センター備品購入に充てられる包括的支援事業費15万8,000円、保健衛生雑入は新型コロナワクチン予防接種に対する接種費用助成金4,954万2,000円です。

21款町債1項町債1目土木債、公営住宅建設事業債は、国の交付金の減額に伴い、原田中央区町営住宅改修事業を3,180万円増額、公共施設等適正管理推進事業債は道路補修事業を160万円増額しています。

次の24、25ページをお願いします。

8目教育債は、事業費の減額整理に伴い公共施設等適正管理推進事業債の武道館大規模改修事業510万円、緊急防災・減災事業債の武道館トイレ・空調設備改修事業を2,650万円それぞれ減額しています。

9目災害復旧債、補助災害復旧事業債は、現年農地農業施設災害復旧事業に伴い40万円を計上、11目臨時財政対策債は発行可能額の確定により1,376万5,000円の減額を行っております。

次に、また戻っていただきまして8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。1、追加の1件目は共働事業提案制度補助金（町民活動団体提案型）で、期間を令和7年度、限度額を240万円とするもの。2件目は共働事業提案制度補

助金（行政提案型）で、期間を令和7年度、限度額を320万円とするもの。3件目は放課後児童クラブ運営業務委託で、期間を令和7年度から令和9年度まで、限度額を2億5,840万2,000円とするもの。4件目は保育所等整備事業で、期間を令和7年度、限度額を7,306万1,000円とするものです。

次に、横の9ページをお願いします。

第3表、地方債補正。1、変更は、限度額をそれぞれ変更するもので、公営住宅建設事業債は1億2,770万円を1億5,950万円に。公共施設等適正管理推進事業債は2,590万円を2,240万円に。緊急防災・減災事業債は4億3,190万円を4億540万円に。補助災害復旧事業債は3,930万円を3,970万円に。臨時財政対策債は4,635万6,000円を3,259万1,000円にそれぞれ変更するものでございます。

最後になりますが、今回の補正に関する給与費明細書を後ろのほうの68ページから71ページに、72、73ページには先ほど説明をいたしました債務負担行為の追加に関する調書、74ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらで指示し、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳出2款総務費から4款衛生費までの質疑に入ります。予算書26ページから43ページの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まず27ページです。職員採用試験事務手数料66万5,000円についてお尋ねしたいと思いますが、当初、当初予算で何人を想定して予算を組んで、そして今後はプラス何人の受験者を増加を見込んでの補正予算なんですか。また募集人員、何人募集するのかということと、併せてその職種、これをまず回答していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

この役務費の職員採用試験事務手数料でございますが、これはSPI試験の手数料でございます。当初100名程度をめどに予算化しておりましたが、今年度、試験の募集の方法をこれまで宇美町のホームページから県の福電協というところがつくっている職員採用用の電子申請の手続の方法、これに加えて新しく民間の事業所がつくっている公務員専用の求人情報のサイト、こちらのほうを利用するように途中で変更しました。これによりまして、これはちょっと昨年度、志免町が先行して利用されてありますが、志免町は昨年度の実績で約229人が応募してあるということもございますので、当初予算の予定数量ではちょっと不足することが考えられますので、追加してあと100名分、トータルで200名分は試験を受験できるように予算を増額させてもらっているものです。

ちなみに、今、SPI試験のほうは後期で募集しているのは一般職員の受験する区分でございます。こちらの採用予定数は6名となっています。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧の2ページになりますけれども、この法制執務研修業務委託料27万5,000円についてお尋ねします。

参加者何人を想定してあるんですか。まず、ここを教えてください、お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

1日コースの講義を3日間予定しておりまして、対象は全職員を対象としております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

多くの職員に受講していただきたいと、これ全職員ということで分かりましたけれども、やっぱり職員の皆さんの法制執務業務のレベルアップ、これしっかり図っていかないと、思っておりますけれども、普通こういった職員研修に当たっては、やはり計画的に開催していくということが非常に大事になるんじゃないかなと、このように突発的に補正予算を計上して行うことってそぐわないんじゃないかなと考えます。あえて、今回補正予算を計上して取り組む明確な理由を説明していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

職員の研修計画につきましては、年度の初めに立てて計画的にやっているところでございますが、具体的に何の研修を行うかというところまで詳細には、昨年度の予算編成時には決まっておりました。そこで、特に今、丸山議員がおっしゃいましたように法制執務、この研修を今年度急遽したいということに至った理由でございますが、最近、条例の——最近に限りませんが、条例の改正案かなり出ていますけども、その改正手続に対して各課から改正案が上がってきますが、その案の下調べのところ、まず総務課の職員がいろいろ支援をしますけども、その支援の度合いがかなり高まってきている、要するに原課での精査が少し足りないのではないかというふうなちょっと懸念がございました。そういったこともありまして、全ての職員に法制執務能力を高めていただきたいということもありまして、急遽予算を要求させていただいたところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

補正予算事業一覧の5ページ、上になりますが、明神坂のグラウンドについて、ソフトボールを定期的に利用されていた団体が使わなくなったので使用禁止にするのか、自治会により球技での使用を禁止すると書いてあるんですが、このどういった——私もグラウンドが分からないんですけども、球技以外で別の使用をするという計画があるということなんですか、これ。

○議長（古賀ひろ子）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

失礼いたします。ここに記載していますとおり、下宇美の自治会のほうが中心となりましてこの光正寺グラウンドを年間を通して借り上げてあるという状況でございます。その中で、これまでは地域で活動されているソフトボールを中心的に使用されてあった。ただ、そのソフトボール団体も、御承知かもしれませんが、グラウンドの周りにはかなり新しい家ができてきてまして、ボールがどうしても飛んでいくということでそういう被害もありまして、もう自治会としてはソフトボール競技、いわゆる球技関係はここを使用しないという方向となっております。

ただ、自治会のほうもその後どのようにしていくのかという点については、まだ今のところ明確ではございません。今、現状、自治会長と関係者を交えながら話合いをしているところです。

ただ球技自体はやはりすべきじゃないということになっていきますので、このような立入りの防止、不法投棄とか、そういった行為が起こることがないように、それと球技の使用禁止というのを明確に表示を行うようにということで看板の設置を町のほうで行うというような内容でござい

ます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

同じく事業一覧の3ページです。ここに法制Web検索システム使用料というのが18万8,000円計上されております。そして、実際に何人の方がデータベースにアクセスするということを想定しているんですか。全職員がきちんとアクセスできるということを想定してあるのか、そこを回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

現在計上している予算額では、ライセンスには1ライセンスとなっています。同時に1人しかアクセスできませんが、これは利用する職員を限定するわけじゃなくて宇美町として1ライセンスでございまして、全ての職員はこのライセンスを利用できるということになります。利用状況を見ながら、そのライセンス追加についても検討させてもらいたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今回、補正予算を組んで、来年以降どうするんですか。毎年37万円以上のお金を払い続けるんですか。聞きたいのは、参考図書なんかでいろんな参考図書が出ていると思います。当然、法制執務に関する参考書なんかは図書で出ているんじゃないかなと思いますけど、そういったもので代替は利かないんですか。どうしてもこのデータベースにアクセスしないと足りないのか。そこをお答えいただきたいのと、もう一点、補正予算で計上する妥当性に乏しいんじゃないかなと思います。これまでどのようにして対応されていたんですか。そこも併せて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

まず、前段の例えば書籍で代替できないかというところですが、当然、以前は書籍しかなかったものでございまして書籍でできるかできないかといえばできるとは思っております。ただ法律に詳しい書籍については、例えば1冊が1万以上するものが多く、それも毎年度、中身が改訂されていきますので、必要であれば毎年買わないかんといいた事情もございまして。そのため加除式の冊子もありますが、加除式の本となると10冊、20冊あるような膨大な設置スペー

スも必要だし、実際に使うのはその中の一部でしかないという現実もございます。そういったこともありまして、書籍よりもウェブの検索のツール、こういったものを使うほうがメリットが高いとは思っています。

さらに、最近、法改正も頻繁になっていますので、それに対する迅速な解釈の提供とか、そういった付加サービスもございますので、そういったことも含めてこのサービスを利用したいということで計上させていただいております。

補正予算で計上させていただいた理由でございますが、当初でも予算要求はしたいと考えておりましたが、当初予算の段階で、議員も御承知と思いますが、かなりシビアな予算査定がございます。当初予算の段階では事項要求というような形で予算に余力があれば予算を通していただけ、そういった要求の仕方で行っていましたが、そこでは通すことができずに、今回、補正で再度要求したところで認めていただいたという経緯がございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の5ページです、下になります。駅前広場イルミネーション事業についてお尋ねします。

この事業は、町で部材を調達して、今まで従来どおり飾り付けは商工会が行うというような事業になるんですか。それとも町がイルミネーションの飾り付け、材料も含めてされるのか、どういった事業になるのか教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

お答えいたします。

今までは黒川議員がお話しされていたように、今までも町と商工会関係とで共働でやってきたものでございすけれども、その部分については今後も継続していきたいというふうに考えております。さらに、今回はちょうど駅前の条例も通していただきましたけど、もっと明るくやりたいということで、初期投資としまして周りに木もございすけれども、木とかも電飾とかをできる範囲でやって大規模にやっていきたいということで、その材料費等も含んだ工賃で計上を今回させてもらっております。ですから、御質問にありました分で高所作業車とかもやっぱり使用するものですから、そういったものについてはもう業者に頼まないといけないと思っておりますけれども、それ以外については今までどおり町と商工会とで共働でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。予算こうやってつけていただいて華やかになるのは賛成なんですけど、よその町に負けないように、プランニングといいますか飾り付けのやり方とか、そういうふうなちょっとアドバイスできるような方の配置というんですか、その予算の中にそういった方の費用は入っているんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

プランニングまでは、今、予算の中には入っておりません。町の商工会の中にはそういう知識を持ってある方もいらっしゃるかもしれませんので、そういったお知恵はぜひ参考にさせて頂いてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

先ほどの駅前のごことで関連で質問なんですけども、イルミネーションすること自体は別に反対するもんじゃないんですが、駅前を飾り付けするっていうことは年間の予定の中でもう既に組んでいたんじゃないかなと思うんです。ということは、当初予算の中にこれがなぜ入らずに補正を組むことになったのか、その経緯についてちょっと説明を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

先ほどの答弁とちょっと被る部分もあるかもしれませんが、確かに例年、今までの若干小規模ではございますけれども、そういったイルミネーションについてはやってまいりましたし、今までは共働事業という形でやってきておりました。それに今回はさっき申し上げましたとおり、バージョンアップをして、実際に照明の機材も購入してやっていくということで、追加の部分について、今回予算を計上させて頂いておるというものでございます。ですから、途中で、やはり今回条例も上げましたし、駅前をにぎやかにしたいということで、この時期に補正を上げているものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

11番、藤木議員。

○議員（11番 藤木 泰）

ちょっと関連で、やはりイルミネーションの件なんですけど、実施期間を12月の初旬から1月の中旬までということになっているみたいですが、せっかく予算もかけるんで期間をもう少し延長したらどうかと、延長というか広げたらどうかという提案でございますがいかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

あくまで、当然、事業概要にも予定というふうに書かせてもらっておりますし、そこら辺はもう一度、上司とも協議をして検討させていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今回、結構多くの電飾を購入されると思うんですけど、その電飾の所有権というものはどこになるのか。町になるのか、あるいはいろいろな団体になるのか。それと、その管理どのように行っていくのか、またどこで管理していこうと思っているのか。保管場所等も含めて回答いただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

ありがとうございます。2点ございましたけど、まず所有権につきましては、今までの商工会と共働してきた道具等もございますけれども、それも今回購入するものについても全て町の所有でございます。

それと、保管場所につきましては、ちょっと厳格に言い過ぎなのかもしれませんが、宇美町に仲の野原倉庫というのがございまして、そちらのほうにスペースを設けて保管をしていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにもありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧の3ページになります。

文書管理コンサルティング業務委託料158万4,000円組んであるんです。ここ、中身を読んでみてもなかなか理解できないことがありますのでちょっとお尋ねしたいと思いますが、現在、活用している文書管理システムをどのようにしたいのか、説明でも分からないんです。現在のシステムでどのような不具合が生じているのか、また、システムをどのように改善しようとしているのか。全面改修するのかなとも思いますけれども、それによって利便性がどのように向上するのか、きっちり説明をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

この文書管理のコンサルティング業務でございますが、これはシステムをどうこうするものではございません。今の電算のシステムでは、例えば財務会計の電子決裁の機能があったり、收受したり起案する文書については今のところ紙の文書を收受して紙で起案して、最終的には紙の文書をキャビネットの中に保管するというようなアナログ的なところを目録を電子化するような機能で使っているところでございます。それを今、自治体のDXとかいろいろ叫ばれていますが、行政の文書をできる限り電子化していこうという考えがございます。宇美町のほうでも数年前からそっちの方に向けていろいろ準備をしております、電算のシステムそのものはもともとそういった機能が備わっております、電子的なデータの容量を拡張するところまで今準備を進めております。あと、実際の運用の中で紙から電子に切り替えていって、また、今までキャビネットの中に保管しておいた文書をどのように扱っていくかと、そういったところの実際の運用面での変更が始まっていきますので、それに向けて専門家の知恵を借りながら、初期から混乱しないで紙文書から電子文書への移行をスムーズにするためのコンサルティングを委託するものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

私は、総務課の職員、優秀の方ばかりと思っているんですけれども、必ず業務委託しないとできない事業なんですか。ちょっとその辺がよく分からないんです。150万以上かけて業務委託しないとできない、私、そんなこともないと思うんですけど。総務課の文書管理の担当者だけでもできるんじゃないかなと、対応不可能な理由っていうのをきちんと説明していただけないか。何でできないのか、コンサルに頼まないといけないのか、その妥当性が分からないです。ぜひ回答をしっかりとしてください。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

今まで紙で文書管理の事務を行っていましたが、この文書管理の今の仕組みが始まったのは、確か20年ほど前にコンサルティング業者を入れて、もともと割と雑な紙管理のものをしっかりしたルールづけをして文書管理を行ってきています。ただ、当然、もう20数年前の状況を基にそういった制度が構築されていまして、これは今に至るまで当然、いろんなことが変わってきておるし、若干ひずみが出てきておるところもあると思っています。

それと、これは紙が物理的なものがなくなって電子になってしまうと、実際目に見えないものを管理するということになりますので、今までの文書の分類の方法で本当に大丈夫なのか。そういったところも含めて根本的に見直しをする必要があると思っていますので、専門的な知見がある業者さんを入れて、各課にヒアリングを行いまして、それぞれの部署の特性に応じた文書の管理の方法とか、そういったものを提案していただいて事務を進めていきたいと、そういう思いがありまして業者に委託するものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の8ページが一番上です。オンデマンドバスの運行事業について、さらに利用者を増やし、生産性を向上するためにラインにおける予約機能、10分前再検索ボタンを追加することで予約見積もりからの離脱者を減少させ、1人でも多くの利用者に利用していただけるようになる機能ということで補正予算が上がっています。

予約に関する問題はいろいろな問題があると思うんですけれども、その辺のことを加味しての今度のこういう事業になっているのかどうか、解決するのかどうか、もうちょっと分かりやすく内容を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

回答させていただきます。

議員から御紹介がありましたとおり、一覧表の8ページの上段にオンデマンドバス運行事業というのを掲載しております。そこにも当然書いておるんですけれども、今現在、8月現在で申し上げますとその予約の約半数近くの48%ぐらいがラインで今利用を——予約をいただいております。そのラインで実際私も予約は当然したことはあるんですけれども、その中で例を挙げますと、10時に乗りたいと、10時に予約をすると、そしたら10時では予約取れませんという

ことになるんですが、ひょっとしたら10分前やったら取れないかなということのを思い立ったときに、若い方は9時50分で出発時間をすばいいんですけれども、そのところがそこまでしないで、若干高齢者の方とかはそれで取れんなら諦めようという方が結構多いというのを聞いております。それを容易に解決できるということで、ですから10分前というのをボタンを押せば9時50分が出発時間になって、それだったらのーとが取れないかというのを再検索できるようになります。そのボタンを若干費用はかけておりますけれども、その費用をかけることによって予約の離脱者の減少をさせて、予約者数、利用者数を増やしたいというふうに考えて、今回、補正予算を上げておるものでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにもありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧6ページになりますけれども、ここに企業版ふるさと応援寄附金事業費で企業版ふるさと応援寄附事業が上がっております。マッチング会に3名が出席して宇美町をPRするとともに、寄附金をゲットしようとしてあるようですね。どなたを派遣されるんですか。また、どんな事業を対象に事業提案を行おうと考えているのか、ぜひ教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。これは内閣府が実施しているもので、しっかりした事業になっているというふうに確信をしているところです。もともと内閣府のほうから募集があっているのは全国で20団体ということでございましたが、当町のほう、これを募集いたしまして通ったということです。最終的には今29団体が選ばれたというふうに聞いています。

逆に、企業のほうは何社が来るかというのはまだ今のところはっきりしていないというところで、報告がこちらには上がってきていないところです。

これにつきましては、当然、興味のある企業さんがたくさん参加されるということで、直接対面でプレゼンをして、そのプレゼンに興味を持った企業とこれが終わった後に、それぞれ個別に協議ができるということで、久しぶりにこれ対面であるらしいんです。対面であることに意義があると思っております、プレゼンの後の個別の打合わせというか、そこが非常に大事になるんだなというふうに思っております、そこにつながらせるためにはすばらしいプレゼンをする必要があるということで、今回は、今月スタートしました学びの多様化学校のための寄附についてプレゼンをする予定としております。というところで、今回3名をこの事業に参加させるということ

で予算を計上しておりますけれども、教育長に直接行っていただいてアピールをしていただくというところで、学校教育関連の事業になりますので、教育長と学校教育課長、それと企業版の絡みがあるので当課のほうの係長と3人を今のところ予定をしているところです。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

いいですね、すごく。ぜひたくさんの寄附金をゲットしていただきたいなと思いますけれども、この際に、ゲットしたと、獲得した寄附金には全て22%の手数料がかかるんでしょうかというのが1つの疑問。それともう1つ、やはり目標金額というのを明確に設定しておくべきじゃないかなと思うんです。学びの多様化学校もこれからいろんなお金がかかってくるかと思いますが、どうですか目標とする金額300万円と理解していいんですか。私はちょっと志が低いんじゃないかなと思うんですけれども、目標金額の設定、それについても回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

工藤課長。

○企画財政課長（工藤正人）

今回、予算化していますこの300万の想定というのは、運営代行手数料のほうが不足すると支払えなくなるので、その運営代行手数料の歳出の予算を確保するための一応想定300万円ということで、このマッチング会とはちょっと別のことになります。

丸山議員、毎回、寄附の額の目標のことを言われるんですけど、私自身としては個人版の分はそれが関連してくると思うんですけど、企業版はあくまでも返礼品とかがあるわけではなく、同じレベルでどこの市町村に寄附をしようかということになるので、実際金額というよりも額も企業の大小、大きな企業であれば大きく出せるし、小さな企業であれば少しでもということ協力をしたいということを出してくれるところもあると思うんです。なので、私としてはこの事業に賛同してくれる事業者を増やしていくというのが大事だと思うんです。事業者の数が増えてくれば、自然と額も増えてくる。額については企業が、今言いましたように企業の大小にもよりますし、この事業ならこのぐらい出したいというところも意気込みとかいうのもあると思うので、私としては、そこはもう企業にお任せするしかない。要は返礼品によって3万なのか5万なのかとか選ぶところではないので、あくまでも企業のほうがこっだけ出すので頑張ってくれていうところになるかと思うので、私としては賛同してくれる企業の数がこの企業版については重要だということに思っていますので、少しでも、今のところこの中に何企業参加するかも分かっていないので、少しでも多くの企業にこのマッチング会の後のヒアリングに宇美町のほうに来ていただけるようにすばらしいプレゼンをして、いい成果が上げられればと思っていますので、またこの結果

についてはご報告をさせていただきたいと思いますので、またそれまでお待ちいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出2款総務費から4款衛生費までの質疑を終わります。

ただいまから14時10分まで休憩に入ります。

14時01分休憩

.....

14時10分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳出6款農林水産業費から11款災害復旧費までの質疑に入ります。予算書44ページから67ページの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

予算書で言えば60ページから61ページになります。

10款教育費になりますが、学びの多様化学校について伺いたいと思います。

学習指導要領にはあまりとらわれずに授業内容、授業時間、指導方法については柔軟に対応していきますというふうになっていると思います。そこで幾つか、何点かお伺いしたいと思います。

まず、服装、髪型などは自由となっておりますが、万が一問題が発生した場合、それに対しての指導方法、これが1点目。

2点目につきましては、小学生や中学生が同じ教室になろうかと思いますが、職員配置体制など、これが2点目。

3点目につきましては、テストを受けるか受けないかは自由、そして宿題もやるかやらないかも自由、そして行事に参加するかしないか、これも自由だと思います。ゆくゆくは学力向上に向けての指導もしていかなければならない、そのあたり、これ3点目です。

4点目、ワンヘルスに取り組むと言われていています。先般、全協で少しお伺いしましたが、その後具体的な取組、シミュレーションがあれば教えてもらいたい、これが4点目。

5点目につきましては、学校が子どもに合わせるという画期的な取組だと思います。子どもたちが将来一人前の大人になるまでとしての社会進出、そこまで視野に入れていると思います。そ

こら辺が社会進出、自立するといいますか、そこが重要になってくると思います。社会に出ましたら、子どもといいますか大人が社会に合わせなければいけないんです。この辺りのロードマップといいますか、シナリオといいますか、シミュレーションについて伺いたい。今の5点目です。

最後に、6点目につきましては、220名の不登校者に対して先般アンケートを取ったと思います。これも重要なことです。同時に220名の不登校者の実態調査及び分析も同時に重要になってくるのではないかと思います。全国で31番目、福岡で初の学びの多様化学校を来年4月から運営するに当たって、この分析によって、1人でも多くの不登校者がハピネスまで元気よく通ってもらえるようになればいいと思います。これについての見解も最後6点目として伺いたいと思います。

以上お伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

御質問ありがとうございます。まず、現在、総合教育会議やプレスリリース等で公開させていただいている資料につきましては、例えばこんな学校にしようと思っていますとか、カリキュラムも含めて案として出させていただいていますので変更の可能性もあるという前提で方向性を聞いていただければというふうに思っております。

まず、今、平野議員がおっしゃいましたが、全日制つまり昼間にやっている学校で小中学生を対象とした学びの多様化学校は本町が最初、県内では本町が最初、全国では恐らく4番目だというふうに把握しております。

最初の御質問ですけれども、何か問題が起こったときの対応ということでしたが、例えば子どもであっても法に反するような行為であるならば、そこはもう適切にしっかりと対応させていただきたいし、14歳未満であるならば、その保護者にもしっかりと責任を取っていただく。特に、学校で行われるいじめにつきましては、多くが刑法にも反することがありますので、そこにつきましてもしっかりと毅然と対応してまいりたいというふうに思っています。

お示ししている資料では、全ての子どもが安心して生活できる、学習できるというのが最も大切にする唯一の決まりと、それ以降の決まりについては集まった子どもたちと先生たちと一緒に決めていきたいというふうに今のところは考えているんですが、とにかく、子どもたちや先生が安心して生活できないという事象に関しては、先ほどのいじめも含めて毅然と対処していきたいというふうに思っています。

なお、服装や頭髪については、これは主に中学生だと思うんですけれども、今回、恐らく今のところなんですけど、小学校6年生が3名いますので、中学校として3人の入学となるのかなと思

っていますが、標準服については今度新しい標準服ができますので、それを購入いただいても構いませんし、そうじゃなくてもいいと思っています。当然費用負担もありますし、実はやはりこの標準服、いわゆる制服が今の自分の心の状態に合わないということで不登校や、高校生であるならば退学をする子どもたちも少なくありません。なので、こうでなければならないというものについては、できるだけ最小限にとどめておくということが大事なかなと思っています。特に、来年度に関しては、今ほとんど学校に登校できていない50名余りの生徒をまず対象にいたしますので、まずは学校に来てほしい、来てもらうということを大事にしたいと考えています。

2点目です。小中学生が同じ教室になる可能性はあります。小学校高学年と中学生が同じスペースでという可能性はあると思いますが、パーティション等でしっかり区切ってというふうに考えています。ただ逆に、子どもにとって異年齢で活動するということは、実は人と関わるエネルギーを高める上でとても大切というふうにいわれています。特にうみハピネスには幼児とか園児とか異年齢の子どもたち、とてもたくさんいますので、逆に積極的に異年齢と関わる場面をつくっていきたいとも考えております。

3点目、テスト、宿題ですけれども、テストや宿題というものは学力を高める1つの手段でしかないというふうに捉えています。ただ、これも通常、学校で学習を受けている子どもにとっては学力向上の手段になりますが、先ほど言いました今ほとんど学校での学びにアクセスできていませんので、早急にこのテストや宿題ということにはならないかなというふうに思っています。

ちなみに、テストですけれども、このテストを行うことで我々というか——教員、先生方は観点別評価の幾つかの観点を評価します。テストを行うことで客観的に公正に評価を行う。つまり先生の主観ではない客観的な評価が行うと、そうすることで評定を導き出して、子どもたちがあえて一生懸命テストを受けるのはやはり高校進学等を考えているからであると思います。

ちなみに、来年4月に同じく開校する小郡高校の学びの多様化学校は、中学校3年次の調査所の評定は見ないということになっていますので、今後そういう方向も広がっていくのかなというふうに考えています。

ワンヘルスとの関わりでございしますが、この前申しました宇美町も宇美町議会もワンヘルス宣言をされてある先進的な町ですし、四王寺県民の森というすばらしい施設があります。ぜひオンデマンドバスを活用して、子どもたちが散策をし、自然やそれから動物に触れ合い、心と体、そして自然と動物の一体的健全性を実感する。特に不登校の子どもたちというのは心と体のバランスが崩れているケースが多いですので、ぜひそういうところにワンヘルス教育を生かしていきたいというふうに思っているところです。

5つ目です。子どもに伝えるということで、一人前の大人になるためにということですが、これも目的として一番最初に出させていただいています。まず、全ての子どもが学びにアクセスし、

そして社会的自立、その前に進路実現を図る、これがもう1ミリもぶれない山の頂上ということになります。やはり、何でもやっていい、好きなようにやっていいということであれば甘やかしすぎではないかというふうに捉えがちだと思んですけども、まずは学校に来て我々とそれから学びとに触れていただく、アクセスしていただくということがまずスタートだろうと思っています、特に開校1年目は。

学校経営要綱を御覧いただいて、価値、バリューのところを見ていただけたかなと思うんですが、あそこに3つありまして「主体性」、それから「自尊感情」、そして「しなやかさと粘り強さ」という3つを出させていただいています。

例えば、学びについてもやれって言われたことをやる学習というのは、意外と面白くないけどそんなにきつくはないと思います。やはり自分で選んで自分で決めてそこに責任を持つという学びは、実は本当はとても大変というふうに考えています。また、やはりゆくゆくは、このしなやかさと粘り強さを身につけていただいて社会に出ていただくということは本当に大きな目的としています。先ほど大人は社会に合わせないといけないということでしたが、今、例えばいろんな職種も新しく出てきておりますので、人と接することなく自分の特技を生かすことができるような職もありますので、そういう多様な職の選択を、またその就いたときにそこから粘り強くしなやかに社会を生きていく力をつけていってほしいなというふうに願っています。

最後に、不登校の子の実態です。文科省の調査でも、我々、町教育委員会の調査でも、不登校の子の75%は自分自身に関わることという結果になっています。ただ、これはあくまでも先生方の判断としてそんなふうに報告されております、75%です。

別の調査によれば、その逆です。75%以上がやっぱり対人関係等がきっかけというふうに出ています。私もいろんな子どもに関わる中でそっちの、つまり後のほうが正しいかなというふうに思っています。多くが、やはり小学校入学以降にどこかで例えば先生方とか友達とかと何かがあって学校に行きづらくなったという子どもがほとんどじゃないかなというふうに思っています。

また、やはり最近先ほど一番最初にも言ったんですが、例えば標準服とかいうことに対して、自分の性に対して違和感を持っているというような子どもも増えていて、その結果、高校を退学するという子どもも少なくありません。

うみハピネスには保健師、保育士、社会福祉士、教諭、養護教諭というスペシャリストがおりますし、SSWという社会福祉の専門家もおります。今、教育相談室を原田小学校から移設したいとも考えているんですが、ここにいわゆる心理の専門家、臨床心理士や公認心理師が加わることで本当にスペシャリストの集まりということになります。なので、保護者や子どもたちの本当の心の底、見えにくいところにやはりアクセス、アプローチするためには、そういう専門家にワンストップでアクセスできるという環境が重要ではないかな、そこで初めて本当に子どもたちが

なぜ学校に行きづらくなったのかというのが分かるのかなというふうに思っています。なので、ワンストップアクセスというのもすごく大事にさせていただいているところでございます。

以上、5点お答えさせていただきました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

16ページです。予算書でいくと49ページになりますけれども、町道炭焼～新田原線道路改良3期工事についてお伺いします。

今回は、上のほうの部分と下のほうの部分2か所の工事をされていますけれども、どちらが該当するのか。また、具体的にどのような変更を行うのか、説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

現在、町道炭焼～新田原線の橋りょう道路整備事業を実施をしております。2か所で事業を行っていますけれども、上の部分が該当をいたします。

今回変更となる主な要因につきましては、用地提供者が土留めをされておりまして、その用地提供者のところを土留めを崩しまして、新たにブロックをつくという作業がございます。その中で掘削をしますとやっぱり埋め戻し土で盛土が確認されたことからブロックの仕様を変えなさいと福岡県の建築指導課のほうから指導がございます。相手方の持ち物になる土留めブロックですので、やはり2メートル以上の工作物につきましては工作物申請が必要となります。ちゃんとしたものを造って民地の土地の所有者にお返しするというので、ブロックの仕様が変わりまして、裏込めコンクリートの厚みが増しております。そういったものに変更の増額ということで必要な経費を計上させていただいております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありますか。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

事業一覧表15ページです、道路橋りょう維持管理費の中で補償金、アンカー工事、ひばりが丘のり面工事のうちの中で補償金算定業務委託料というのがされているんですけど、これの対象件数というのが分かれば教えていただきたい。

それから、もし地盤変動によって起きているときに対策工事というのがされるのか、またその

内容、それから対象住民への説明というのはされているのかというのをお聞きしたいんですが。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

現在、災害復旧事業で町道竹ヶ下～桜ヶ丘線の災害復旧事業を行っておるんですが、以前から御説明をさせていただいているとおり、盛土工法から法枠アンカー工法に工法が変更になっております。

今回、法枠アンカーをするに当たって、アンカーが地中奥深くに抵抗値を持った支持層にアンカーを打ち込んでいくわけですけれども、民地に入ることも想定されておったんですけれども、6月にチェックボーリングと引抜き試験を実施をしたところ、我々が想定しとったところよりも深い位置に抵抗値を持った支持地盤があるということが判明しましたものですから、その抵抗値の深い位置になることによってアンカー長が一部伸びることになります。伸びることによって、当然、民地の中にアンカーが入ることが現実視になったものですから、その入る家屋について補償算定を行い補償金をお支払いすると。補償金の算定方法につきましては、国土交通省が出しております損失補償基準を基に算出をするということで専門の業者にこれを委託するものでございます。

アンカーが入る家屋ですけれども、おおむね数軒程度あると見込んでおります。

今回、アンカーが入ることについては、事前にそういったことが想定されておりましたので、事前に対象者には御説明を申し上げまして承諾書も頂いているというところで、実際にアンカーの施工が終わった後にそういった補償の数値が確定しますので、その後確定したのものをもって地役権を設定して、対象者に補償金をお支払いするという形になります。

今後につきましては、今、家屋調査を合わせて計上しております。アンカーを施工する前に一旦家屋調査をして現状を把握した上で、アンカー施工が終わった後には、事後の家屋調査というのも当然考えていかないといけないというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

そういうことで、もし万が一、地表に変化が起きた場合に、工事されると思うんですけれども、そういうのは想定されているのかなというのをお聞きしたいんですが。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

6月に補正予算で計上させていただいたと思うんですけども、のり面の一元管理でのり面のひずみ計を今1か所設置しておりますけれども、追加で2か所、ひずみを測定する工事をやっております。地形の変動についてはそういったひずみ計を基に対策を、まず、ひずみがあれば我々のほうに通報がありますので、そういったものを参考にしながら、のり面の工事を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

予算書の51ページ、事業一覧の17ページの町営住宅維持管理費についてお尋ねします。

原田の中央区町営住宅においては築30年が経過しており、今、外壁改修もされていると思います。

その中で、今回補正に上がっているこの内装工事についてお聞きしたいんですが、築30年経って、今回の工事はどんな工事になるのか分かりませんが、まだ一度も改修工事を30年していないところが結構あると思うんですが、どのくらいありますか。改修して内装工事がされていない家です。

○議長（古賀ひろ子）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

ちょっと今回のこの事業一覧の17ページ、修繕料というところだとは思いますが。修繕料の事業一覧の中で入れていますとおり町営住宅修繕費、そして空室修繕と漏水他緊急修繕対応用ということで、空室修繕は名前のとおり今後1件ちょっと空室が出るという見込みがありますのでそちらの修繕費、そして、その下の分に関しては30年経過しておることによって内装に関しての修繕、緊急修繕がかなりあります。

先ほど御質問がありました30年間一切触っていないところがどれくらいあるのかという点でございしますが、当初からずっと入居されている場合、なかなかその入居者の方が申出がない限り、生活に支障があるとか何かしらの申出がない限り、我々も中に入ることができませんので、ほとんど触っていない御自宅、家屋もあろうかと思えます。かなりの数があると思えます。ただ、それだけ生活に支障がないという状況ではあります。ただ生活に支障がある場合は、確実に水回りであったり、そういったところの申出があります。そういったところに関しては、緊急修繕なりで生活に支障がない程度にスピーディーに対応していけるというような状況であります。

今回、この漏水他緊急修繕対応用という40万円、こちらに関してがまさにその分を追加した額でございまして、30年間でこれまではそこまでなかったんですけど、外壁を今改修していて

中の改修についてもだんだん数が増えてきています。これからもどんどん増えていくんじゃないかというふうに思っております。ちょっとこちら辺は、何が出てくるか分からないので枠的な予算になりますが、できるだけ生活に支障がないように対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧の19ページです。ページ数は55ページになります。水泳授業の民間委託事業です。これについてお尋ねします。

私も一般質問でこの水泳の授業の民間委託、これを訴えまして、ぜひ早期の実現を今か今かと待ち望んでおりました。ぜひ成功させていただいて、これが全校実施に結びつけていただきたいと、ここを切に願っておりますけれども、今回の予算が通過したとしまして、通過後から契約しますよね。開始時期はいつからで、月に何回ぐらいの授業を実施するのか、授業のあらまし、これ説明していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

この水泳の民間事業ですけれども、計画では10月からの実施、これは学校の希望もありますが、年内に終わらせたいと、やはり年明けると季節も寒くなりますし、当然、民間業者までの移動等もありますので、子どもたちの体調等を考えればやはり年内に終わらせたいということで計画をしております。

いわゆる形態とかコマ数については、頼む民間業者によっては1回の指導が1クラスで3時間分とか、もしくは1クラスで2時間分、あと業者によっては学年が原田小学校2クラスなので、1学年で2コマとか3コマ、こういった形態を取るような形になっています。

また、業者によっては毎週火曜日しかできませんとか、あとは火曜日と木曜日できます、こういった業者がありますので、それぞれ業者の対応に合わせてカリキュラムを入れていくというような予定にしているところです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

予算書のページでいきますと55ページになります。情報機器端末ライセンス付与事業ということで、クロームブックの補修は保険対応でやっているけれども、高額な修理の場合は代替機が

来ることになっているということで19万ですか、これ予算組まれておりますけど、この19万というのはクロームブック何台分に当たる値段なんですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

クロームブックの修繕についてですけども、今お話ありましたとおり、画面が割れたとか本体が割れたとか、こういった大きなものについて、大体4万5,000円以上の修理がかかるものについては、もうそれは修理をせずに代替機をお渡しするというようなこの保険の内容になっております。この代替機の場合には、結局、機械自体が変わるのでこのライセンスが必要ということで、この台数について、申し訳ありません、今ちょっと手元に持っているかと思っているんですが、今手元に持っていないくて、確か40台分ぐらいだったと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧でいくと20ページです。ページ数は55ページになりますが、ワンヘルス教育推進事業、初めての事業なんですよね。とてもわくわくするような事業のようです。また、高校生と例えば中学生、小学生が触れ合えると、異年齢との触れ合いというのもできるようですばらしいなと思うんですけど、中身が分からないですね。具体的にどのような体験学習が行えるのか、また体験できる時間や日数、全校生徒が行くんでしょうか。その辺もちょっと分からないので教えてください、よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

折居教育長。

○教育長（折居邦成）

まず、このワンヘルスの事業につきましては、福岡県の事業で今年委託を受けさせていただきました。

先ほど御説明しました学びの多様化学校は、原田小と南中の分校として開校いたしますので、その延長線上で今回、南中と原田小に受けていただいたという経緯がありますが、校長先生方は本当に前向きに受け取っていただきました。

先ほど来、出ているこの事業費につきましては、基本的に原田小学校1学年、中学校1学年が、先ほど議員が申された農業高校等に行って高校生や動物と触れ合ったり、ワンヘルスマスターという指定された方がいらっしゃいます、それは非常に、一番若年者で高校生もいるんですが、とても素晴らしい方々でその方々が学校に来てくれていろんな講演をしてくれるということもあり

ます。

また、南中は予算の関係で今年から校外活動をなくしておりましたので、その代わりとして非常に有用だというところでもここに組み込ませていただいているところになります。

非常に異年齢の、しかも多様な学びがここに期待されるというふうを考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

予算書の61ページ、事業一覧の21ページの一番下です。宇美東中学校校舎外壁等改修事業についてお尋ねします。

築後38年が経過して外壁の爆裂が発生していると。水漏れがとか漏水とかそういったのがあっているのかちょっと分かりませんが、今回のこの工事設計の補正が上がっていますが、これは緊急的なものなのか、それとも再配置計画に基づいた計画的な改修の設計事業になるのか、その辺答えてください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

東中学校の校舎外壁ですけれども、これは、まず学校で長寿命化計画というのを策定しております。それから、先ほど言われた再配置計画、こういった計画に基づいてこの東中の外壁は今年設計をやって来年に工事を行うというような、もともと予定をそういうふうに入れておりましたので緊急的なものではありません。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

今後はまたいろんな学校の工事が想定されるんですが、どのような予定になっているのか答えていただいていたいいですか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

学校自体が今大きく3つ、1つの学校で改修工事を行っています。1つはトイレ改修、それから1つはこの校舎の外壁と、それからもう1つは体育館の外壁、この3つを柱にそれぞれの学校、工事、今やっておりますけれども、あとは東中学校の体育館、それから原田小学校それから井野

小学校この2つがこの校舎の外壁、それから体育館の外壁、これが順次行われるというような予定になっております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧の23ページです。予算書でいくと63ページになります。電子書籍の充実事業39万円補正で上がっていますね。財源の内訳を見ると企業版ふるさと納税を活用するというところで、せっかく活用するという事なんで成果もきっちり上げていただきたいと思っているんですけども、電子書籍の導入から大分時が経ちましたよね。貸出冊数等は順調に伸びているんですか。電子書籍の貸出冊数実績これを教えていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

竹下社会教育課長。

○社会教育課長（竹下健一）

貸出実績ということなんですけども、令和5年度の報告では、7,337点という貸出しとなっております。令和6年度8月31日現在では、2,578点ということの状況でございます。

今、いただいておりますけれども、昨年御質問いただいた中でお答えさせていただきましたけど、やはり今学校、子どもたち中心にということで、学校でも活用していただきながら、今、電子書籍の利用・活用ということで推進しているところでございます。

一般利用についてはまだまだというところがありますけれども、今回、企業のほうで、今回、企業版のほうで電子書籍を購入させていただきましたけども、こちらにつきましても今回企業が寄附していただいたところがIT関係というようなこともあって、今回は、そういった関連の書籍ということも購入をさせていただいております。といったことから、子どもたちもそうなんですけども、大人の方、そういった関連の方々にも広く活用していただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

分かりました。どんな書籍を購入しようかという今ちょっと触れられましたけれども、以前、私が図書司書の方々とお話ししたときなんかは学校で図鑑、こういったのが古い図鑑しかない、新しい最新の図鑑がないんですとかおっしゃっていました。

先ほど言われたようにタブレット端末で、子どもたちが持つてるですね、これを最大限活用し

てもらおうというのは言うまでもないことなんです。図鑑なんていうものは、図書館でしか見れないです、家に持ち帰りができないですね。ですから、買うとしたらそういった図鑑とか、調べる学習に活用できるような書籍を購入していただきたいなと密かに思っています。どんな本を選ぶのかということと、あと学校司書さんと町の図書館の司書さんとの連携とか、そのあたりうまくいっているのか、協議はしてあると思うんですけど、そのあたりの様子も含めて、どんな本を買おうと思っているのか、あるいは司書の連携はうまくいっているのか、その2点について回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一）

ありがとうございます。これも、すみません、繰り返しになりますけども、以前お話ししたときも図鑑とかというお話もいただいたということで認識しております。そういったことを踏まえて図鑑等、電子書籍で対応されているものについては購入というようなことも今担当とも協議しながら進めているところでございます。そういったことから調べる学習というお話もいただきましたけども、活用できるものというところでそういったものについては取り組んでいるつもりでございます。

また、学校との連携ということなんですけど、ここはすみません、手前みそという形になりますけど、やはり福岡県内でも宇美町については学校、図書館というのは連携がうまくいっているというお話でもいただいております。事例等でもお話をいただいているというところで認識しているところでございます。

そういったところも、今後、子どもたちの読書推進という意味からも、さらに連携を強めながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

最後の質問になろうかと思いますが、24ページです、事業一覧。予算書は65ページになります。宇美町出身スポーツ選手等の応援事業、これについてお尋ねしますけれども、懸垂幕とか上げるということで、尾上部屋さんの旗もきれいなのができるんでしょう。どなたの懸垂幕と応援幕を掲げるんでしょうか、これをお尋ねしたいと思いますが。実は来年、デフリンピックがありますね、東京で100周年の記念大会が行われます。

本町に在住されている方も多分出場されるでしょう。メダルの獲得なんかもすごく期待できる方なんですけれども、基本的にはオリンピックもパラリンピックもデフリンピックも大体同列な

んです。今後どのような方々を町を挙げて応援していこうと思うのか、こういった懸垂幕を掲げるのも含めて考えていますか。また、誰をこれ、誰の懸垂幕を上げるのか、これを含めて回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○社会教育課長（竹下健一）

ありがとうございます。今回、この予算とは別に、以前、皆さん御存じかと思いますが、内野艶和選手がオリンピックということで、今回、懸垂幕また横断幕ということでも予算を利用させていただきましたけれども、今回、また改めて上げさせていただいている分については、ここに書かせていただいています尾上部屋の応援ということもありますけれども、そのほかには、今、相撲のほうで松井奏風人君が活躍というようなことでしていますけれども、例えば十両に昇格とかいうようなことがあれば、ぜひまた町からでも応援したいということで、今勝ち越したりとかということで頑張られていますので、応援できればということで、今回また予算も計上させていただいています。

また、そのほかにも今お話いただきましたけれども、さらなるいろんな活躍されている方々、応援できるようにということで取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出6款農林水産業費から11款災害復旧費までの質疑を終わります。これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入一括質疑に入ります。予算書14ページから25ページの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号 令和6年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時49分散会
